

## 長浜市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次により長浜城歴史博物館に設置した券売機におけるQRコード決済による入館料の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の住所及び名称  
東京都中央区八丁堀3丁目3番5号  
株式会社ネットスターズ
- 2 委託した公金事務に係る歳入の種類  
長浜市長浜城歴史博物館条例（平成18年長浜市条例第196号）及び長浜市長浜城歴史博物館管理規則（令和2年長浜市規則第39号）に基づく長浜城歴史博物館の入館料。ただし、長浜城歴史博物館に設置した券売機におけるQRコード決済によるものに限る。
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託をした日  
令和8年4月1日
- 5 委託期間  
令和8年4月2日から令和9年3月31日まで
- 6 徴収の方法  
長浜城歴史博物館に設置した券売機におけるQRコード決済による。